

## 契約書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、「機密書類廃棄業務（単価契約）」の契約を締結する。

### （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

### （契約の目的）

第2条 本契約条項は、「機密書類廃棄業務（単価契約）」の契約に適用するものとし、乙が廃棄業務（以下「業務」という。）を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

### （契約金額）

第3条 契約単価には、本業務履行のための一切の費用が含まれるものとし、その単価及び甲が廃棄する予定数量は次のとおりとする。

廃棄箱（段ボール） 1箱につき金〇〇円（消費税及び地方消費税は含まない。）

廃棄予定数量 200箱 [約4,400kg（約22kg/箱）]（単価契約）

- 2 契約単価は、品目別最小購入単位当たりの金額とし、支払額は契約単価に品目ごとに記載する金額に購入数量を乗じ、これに消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。
- 3 廃棄予定数量及び重量は過去の回収数量から算出したものであり、実際の廃棄数量に伴い、異議を申し立てないこと。
- 4 前項の消費税額および地方消費税額は、将来において消費税等の税率が変更された場合は、税率の変更の施行と同時に、税率変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとする。

### （収集日の設定）

第4条 乙は、甲と協議の上、収集日を設定し、収集を行うものとする。

### （契約期間）

第5条 契約の期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間とする。

### （契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### （監督）

第7条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(契約金額の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務を完了したときは、第3条の規定に基づく契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第10条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、契約期間までの業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約代金額に対し民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第12条 業務において、甲乙双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は、甲と乙が協議の上負担内容を決定するものとする。

(反社会勢力の排除)

第13条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係

を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前号各項に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

- 第14条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
  - (4) 乙が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
  - (5) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、乙が廃棄済かつ甲に対し請求を行う金額を、甲は乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

- 第15条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(紛失・散逸等による損害)

- 第16条 対象となる廃棄書類に関する乙の責任は、乙が甲からの引渡しを受けたと

き、乙又はその委託先が甲から引き取った時に始まり、廃棄処理の完了をもって終了する。

- 2 乙は、本件業務を遂行するに当たり、乙又はその委託先の故意又は過失によって生じた廃棄書類の紛失・散逸等による損害に対し、損害賠償義務を負う。
- 3 対象物に起因し、または甲の責めに帰すべき事由により乙または第三者に損害が生じた場合、甲は乙に対してその損害を賠償する。
- 4 第2項及び第3項の損害賠償限度額は、相当因果関係の範囲内かつ契約金額の範囲内とする。

#### (契約解除による損害賠償)

第17条 甲または乙は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、相手方に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

- (1) 甲または乙の責めに帰すべき事由により相手方から解除の申し入れがあったとき。
- (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

#### (契約解除による違約金)

第18条 第14条第1項第1号、第3号、第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (違約金に関する遅延利息)

第19条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

#### (再委託の制限及び承認手続)

第20条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所、氏名及び生年月日、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更す

る必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。

- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

- 第21条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、本契約の履行に当たって作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸し出ししてはならない。
  - 3 乙は、前条の再委託先に対して、前項の規定により自己が負うのと同等の義務を課すものとする。
  - 4 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

- 第22条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

- 第23条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

- 第24条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和6年8月 日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
独立行政法人農林漁業信用基金  
代行契約担当役 平山 潤一郎  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

乙 株式会社〇〇〇〇